

埼玉県交通安全対策会議規則の改正について

1 主旨

埼玉県交通安全対策会議規則（以下「規則」という。）第5条の規定により、対策会議の会議は、会長が招集し、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができないと規定されている。

しかしながら、会議の議題が軽易な場合や、昨今の新型コロナウイルスの感染拡大のように会議の招集が実質的に困難な場合もあり、運営上の課題となっている。

そこで、規則を改正し、書面により委員の意見を聴き、会議の議決に代えることができるものとする。

2 書面による議決の対象要件

- (1) 災害その他やむを得ない事由により会議を開くことができないとき。
- (2) 議決すべき事項が軽易なものであるとき。

3 書面による議決の成立要件、議決要件等

会議開催時の要件（規則第5条）に準ずるものとし、埼玉県交通安全対策会議運営要綱に追加する。

(1) 成立要件

委員の過半数が書面により意見を明らかにしなければ議決をすることができない。

(2) 議決要件

議事は、書面により意見を明らかにした委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 適用時期（案）

令和3年4月1日

5 議事録の押印について

規則第9条により、議事録には、議長のほか、出席した委員のうちから議長が指名する2人の委員が署名し、又は記名押印しなければならないと規定されている。

全庁的に押印の見直し等が検討されていることから、議事録の押印についても見直される可能性がある。その際は、全庁的に決定された見直しに沿って、事務局で改正の手続きをする。

「埼玉県交通安全対策会議規則」新旧対照表(案)

旧

新

埼玉県交通安全対策会議規則

平成17年3月29日

規則第58号

埼玉県交通安全対策会議規則をここに公布する。

埼玉県交通安全対策会議

(趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例(昭和28年埼玉県条例第17号)第6条の規定に基づき、埼玉県交通安全対策会議(以下「対策会議」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号。以下「法」という。)第17条第3項第4号の規定により、知事が部内の職員のうちから指名する委員は、15人以内とする。

2 法第17条第3項第6号の規定により、市町村長及び消防機関の長のうちから知事が任命する委員は、3人以内とする。

3 前項の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

4 第2項の委員は、再任されることができる。

(特別委員)

第3条 法第17条第4項の特別委員は、東日本旅客鉄道株式会社、東日本高速道路株式会社その他の陸上交通に関する事業を営む公共的機関の役員又は職員のうちから、知事が任命する。

2 特別委員の任期は、当該特別の事項を調査審議する期間とする。

(会長)

第4条 会長は、会務を総理し、対策会議を代表する。

2 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 対策会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 対策会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 対策会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

4 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

(幹事)

第6条 対策会議に、幹事60人以内を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、対策会議の所掌事務について、会長、委員及び特別委員を補佐する。

埼玉県交通安全対策会議規則

平成17年3月29日

規則第58号

埼玉県交通安全対策会議規則をここに公布する。

埼玉県交通安全対策会議

(趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例(昭和28年埼玉県条例第17号)第6条の規定に基づき、埼玉県交通安全対策会議(以下「対策会議」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号。以下「法」という。)第17条第3項第4号の規定により、知事が部内の職員のうちから指名する委員は、15人以内とする。

2 法第17条第3項第6号の規定により、市町村長及び消防機関の長のうちから知事が任命する委員は、3人以内とする。

3 前項の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

4 第2項の委員は、再任されることができる。

(特別委員)

第3条 法第17条第4項の特別委員は、東日本旅客鉄道株式会社、東日本高速道路株式会社その他の陸上交通に関する事業を営む公共的機関の役員又は職員のうちから、知事が任命する。

2 特別委員の任期は、当該特別の事項を調査審議する期間とする。

(会長)

第4条 会長は、会務を総理し、対策会議を代表する。

2 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 対策会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 対策会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 対策会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

4 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

(幹事)

第6条 対策会議に、幹事60人以内を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、対策会議の所掌事務について、会長、委員及び特別委員を補佐する。

(関係者の出席)

第7条 対策会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第8条 対策会議の会議は、公開する。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

(議事録)

第9条 議長は、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長のほか、出席した委員のうちから議長が指名する2人の委員が署名し、又は記名押印しなければならない。

(書面による議決)

第10条 会長は、次に掲げる場合には、第5条の規定にかかわらず、会議において議決すべき事項を記載した書面を委員に送付し、及び賛否を確認し、又は意見を徴した上で、会議の議決とすることができる。

一 災害その他やむを得ない事由により会議を開くことができないとき。

二 議決すべき事項が軽易なものであるとき。

2 会長は、前項の規定により議決をしたときは、その結果を書面により委員に報告しなければならない。

3 第一項の規定による書面による議決に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(庶務)

第11条 対策会議の庶務は、県民生活部防犯・交通安全課において処理する。(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、対策会議の運営に関し必要な事項は、会長が対策会議に諮って定める。

附則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この規則は、令和3年 月 日から施行する。

(関係者の出席)

第7条 対策会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第8条 対策会議の会議は、公開する。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

(議事録)

第9条 議長は、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長のほか、出席した委員のうちから議長が指名する2人の委員が署名し、又は記名押印しなければならない。

(庶務)

第10条 対策会議の庶務は、県民生活部防犯・交通安全課において処理する。(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、対策会議の運営に関し必要な事項は、会長が対策会議に諮って定める。

附則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

「埼玉県交通安全対策会議運営要綱」新旧対照表（案）

新

旧

埼玉県交通安全対策会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、埼玉県交通安全対策会議規則（平成17年埼玉県規則第58号）第11条の規定に基づき、埼玉県交通安全対策会議（以下「対策会議」という。）の議事その他会議の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 対策会議を招集するときは、日時、場所及び議題を定め、委員に通知しなければならない。

(幹事会)

第3条 幹事は、幹事会を構成する。

第2条 幹事会は、会長の命を受けて埼玉県県民生活部長の職にある者が招集し議長となる。

第3条 幹事会は、次の事項を掌る。

- 一 会議に提出する資料の収集調査及び研究に関すること。
- 二 会議に付議する議案に関すること。
- 三 その他会長が必要と認める事項に関すること。

(常任幹事会)

第4条 幹事会は、関係機関相互の連絡をはかるとともに、特定事項を調査研究するため、常任幹事会を設けることができる。

第2条 常任幹事会の幹事は、会長が指名する。

(会議録)

第5条 会長は、会議録を作成し、次の事項を記録しておかなければならない。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席者の職名及び氏名
- 三 会議に付した案件及び審議の経過
- 四 議決した事項
- 五 その他の事項

(異動の報告)

第6条 委員又は幹事に異動があった場合は、前任者は、後任者の役職、氏名及び異動年月日を会長にすみやかに報告するものとする。

埼玉県交通安全対策会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、埼玉県交通安全対策会議規則（平成17年埼玉県規則第58号）第11条の規定に基づき、埼玉県交通安全対策会議（以下「対策会議」という。）の議事その他会議の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 対策会議を招集するときは、日時、場所及び議題を定め、委員に通知しなければならない。

(幹事会)

第3条 幹事は、幹事会を構成する。

第2条 幹事会は、会長の命を受けて埼玉県県民生活部長の職にある者が招集し議長となる。

第3条 幹事会は、次の事項を掌る。

- 一 会議に提出する資料の収集調査及び研究に関すること。
- 二 会議に付議する議案に関すること。
- 三 その他会長が必要と認める事項に関すること。

(常任幹事会)

第4条 幹事会は、関係機関相互の連絡をはかるとともに、特定事項を調査研究するため、常任幹事会を設けることができる。

第2条 常任幹事会の幹事は、会長が指名する。

(会議録)

第5条 会長は、会議録を作成し、次の事項を記録しておかなければならない。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席者の職名及び氏名
- 三 会議に付した案件及び審議の経過
- 四 議決した事項
- 五 その他の事項

(異動の報告)

第6条 委員又は幹事に異動があった場合は、前任者は、後任者の役職、氏名及び異動年月日を会長にすみやかに報告するものとする。

(書面による議決)

- 第7条 会長は、期日を指定し、議決すべき事項を記載した書面を委員に送付するものとする。
- 2 委員の過半数が書面により意見を明らかにしなければ議決をすることができない。
- 3 議事は、書面により意見を明らかにした委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 前項の場合において、会長は、委員として議決に加わることができない。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

- 附則 この要綱は、昭和46年1月26日から実施する。
- 附則 この要綱は、昭和54年4月1日から実施する。
- 附則 この要綱は、平成9年4月1日から実施する。
- 附則 この要綱は、平成12年4月1日から実施する。
- 附則 この要綱は、平成17年4月1日から実施する。
- 附則 この要綱は、平成20年4月1日から実施する。
- 附則 この要綱は、令和3年 月 日から実施する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

- 附則 この要綱は、昭和46年1月26日から実施する。
- 附則 この要綱は、昭和54年4月1日から実施する。
- 附則 この要綱は、平成9年4月1日から実施する。
- 附則 この要綱は、平成12年4月1日から実施する。
- 附則 この要綱は、平成17年4月1日から実施する。
- 附則 この要綱は、平成20年4月1日から実施する。